第1章

計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

近年の高度情報化や国際化の進展、規制緩和など消費者を取り巻く環境の変化によって、商品やサービスの選択幅が拡大し、欲しい商品やサービスをいつでも手に入れられるなど、私たち消費者は便利で快適な生活を享受しています。

一方で、消費者の生命・身体に関わる製品事故、食の安全と信頼に関する問題、 高齢者を狙った悪質商法、多重債務者問題など、消費者の安全を脅かす問題が後 を絶ちません。

さらに、地球温暖化や水質汚濁、ごみ処理などの環境問題は、日々の消費生活と密接な関係にあることから、私たち消費者には環境に配慮した消費行動が求められています。

このような状況の中、平成21年9月の消費者庁設置によって消費者行政の一元 化が図られています。また、併せて施行された消費者安全法には消費生活相談業務 等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町 村に対する支援、及び市町村による消費生活センターの設置等が進展するなど、消 費者行政全体の強化が図られています。

これらを踏まえ、県では、この度、群馬県消費生活条例(以下「消費生活条例」という。)に基づき、消費者、事業者及び消費者団体等の相互の連携と信頼の下に、今後の本県消費者行政を総合的・計画的に推進するため、中期的な視点に立つ基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、消費生活条例第8条の2の規定に基づくとともに、「消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)」を踏まえて、本県の消費者施策の方向性を定めます。

また、上位計画である、「はばたけ群馬プラン」(第14次群馬県総合計画)における生活分野の個別基本計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。 ただし、社会経済環境の変化に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の基本理念と目的

消費生活条例第2条に規定する「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とし、【県民が安全で安心できる消費生活の実現】を目的とします。

基本理念					
消費者の権利の尊重	消費者の自立の支援				
【消費者の6つの権利】	【自立支援のための3つの主旨】				
①安全の確保	①自主的かつ合理的な行動				
②自主的かつ合理的な選択の機会の	②事業者による適正な事業活動の				
確保	確保				
③必要な情報の提供	③消費者の年齢その他の特性への				
④学習・啓発の機会の提供	配慮				
⑤意見の消費者施策への反映					
⑥消費者被害の適切かつ迅速な救済					



目 的

県民が安全で安心できる消費生活の実現

本計画の目的である「県民が安全で安心できる消費生活の実現」に向けての達成度合いを評価するに当たり、以下の基本目標を設定します。

【基本目標】

目標項目	指	標	現り	犬	Ш	標
消費者被害の根絶	消費者トラブルに遭った人の 割合 (消費性に係る県民意識調査)		(平成23年度) 24.2%		(平成3 10.	
消費者トラブルの解決	県消費生活セン 「あっせん解決 ^図		(平成24 ^年 8 9 .		(平成3 9 5.	
県民からの施策評価	「食品安全·消費 満足度 [版課 「県磯県駅		(平成25年 4 2.		(平成3 6 0.	